

青森県報

第四千五百五十七号

平成三十一年
一月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……六
- 土地改良区の役員の退任……………(中南地域) ……六
(県民局) ……六

出先機関

告 示

青森県告示第四十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一(一) 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の二四一

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の二四一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

三(一) 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の二四一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第四十六号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 九艘泊土砂災害警戒区域及び九艘泊土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 寄浪土砂災害警戒区域及び寄浪土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

三 脇野沢土砂災害警戒区域及び脇野沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

四 小沢七号土砂災害警戒区域及び小沢七号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

五 七引土砂災害警戒区域及び七引土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

六 小学校東一の沢土砂災害警戒区域及び小学校東一の沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

次の図面のとおり

(図面省略)

七 九艘泊土砂災害警戒区域及び九艘泊土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 大ノ崎沢土砂災害警戒区域及び大ノ崎沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 九艘泊土砂災害警戒区域及び九艘泊土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 寄浪土砂災害警戒区域及び寄浪土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 脇野沢土砂災害警戒区域及び脇野沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 小沢七号土砂災害警戒区域及び小沢七号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 七引土砂災害警戒区域及び七引土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 九艘泊沢土砂災害警戒区域及び九艘泊沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 大ノ崎沢土砂災害警戒区域及び大ノ崎沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

小学校東一の沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第四十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

久保一号土砂災害警戒区域及び久保一号土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

久保一号土砂災害警戒区域及び久保一号土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

上北郡東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五十一号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 立蛇一号土砂災害警戒区域及び立蛇一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 千刈田二号土砂災害警戒区域及び千刈田二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

青森県告示第五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 立蛇一号土砂災害警戒区域及び立蛇一号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

二 千刈田二号土砂災害警戒区域及び千刈田二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十八日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	小野 久一	南津軽郡藤崎町大字俵外字東平岡一一五	平成三・一・七

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------